

国民健康保険財政調整基金 の活用方針について

山都町 健康ほけん課

令和5年10月26日

「基金」とは(現状)

- 基金とは、毎年の国保会計の黒字分(剰余金)を積み立てているもの。いわば「山都町コクホの貯金」
- 条例上、基金の使途は「国保事業の健全な運営を確保する費用に不足を生じた場合の補てん用」と規定。
- 「国保事業の健全な運営」は、特に具体的な使途は明記されていないが、国保会計のために使うことが想定されている。
- 「費用に不足が生じた場合の補てん用」とは、何かあった場合の最後の安全弁。一定のストックは必要。

「基金」について検討すべきこと(課題)

- ◆**検討課題①** 最後の安全弁として「一定のストックの目安」を決めておく必要がある。
- ◆**検討課題②** 基金を有効活用するにあたり、「使途」の範囲を決めておく必要がある。

◆検討課題① 最後の安全弁として「一定のストックの目安」を決めておく必要がある。

ストック額は多すぎても少なすぎてもよくないが、特に国や県の規定はない。年度間の保険料の平準化を図る場合は、保険者独自の基金の活用が認容されている。

熊本県内の基金保有状況（令和4年度末）

山都町	416,351千円	1人あたり	97,029円
県平均	255,970千円	1人あたり	50,258円

1人あたり保険給付費が県平均を超える21団体（山都町を含む）のうち、1人あたり基金保有額が県平均以下は9団体。当該9団体について、一般被保険者療養給付費に占める基金保有額の割合（平均値）は、10.5%。

※山都町国保に置き換えると、1億6,735万円（R4実績ベース）（R5～R11の1人あたり保有額52,300円）

「予想外の収入不足」として想定されるものは、保険税収入が予想外に落ち込み減収となるケース（収納率▲1%で▲約500万円）

基金の取扱方針案①

基金にストックする額(=基準額)は、当面、様々な事態に対応可能と思われる**1.6億円(一般被保険者療養給付費の10%程度)**を適正規模としてはどうか。

※適正規模は数年ごとに検証することを想定

◆**検討課題②** 基金を有効活用するにあたり、「**使途**」の範囲を決めておく必要がある。

際限のない使途拡大を自制するためにも、あらかじめ「**使い道の大枠**」を定めておくことが望ましい。

毎年の基金の積立額は、毎年の決算剰余金が決まらなくなるまでわからない。つまり、定額的な積立てを見込むことができない。

残高をコントロールできないことから、恒常的・定期的な定額投資のような使い方は馴染まない。

基金の取扱方針案②

基金の使途は、被保険者全体の利益にかなうものとして、当面、次の3つを想定してはどうか。

※使途を追加・変更したいときは、その都度運協で協議する。

納付金の財源が不足する場合

保険税および一般会計繰入金だけでは足りない場合の補てんを想定

重点的な取組みが必要な場合

喫緊の健康課題への重点的な取組みが必要な場合を想定

制度変更等への対応が必要な場合

被保険者へ過重な影響又は予定外の国補助金の減額があった場合の緩和策を想定